

どうなる、どうする市町村の学童保育条例

今から20年あまり前、1997年改正児童福祉法によって「放課後児童健全事業」が法定事業として定められました。一般に「学童保育の法制化」とも言われています。しかし、その時点では、この事業に最低基準が定められなかったため、狭いスペースに子どもたちが「すし詰め」にされるような事態が各地で頻発していました。職員についても保育士や教員免許保持者など有資格者を選任することを望ましいとするに留まっていました。

そのため、現場や関係団体からはこうした状態を改善する最低基準を求める声があがっていました。2015年度から施行された改正児童福祉法は、こうした声に応え、この事業の「設備及び運営」について「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保する」基準を市町村の条例で定めなければならない、としたのです。

さらに同法は、市町村が基準を定めるにあたって、職員とその数について「厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。」としました。この厚生労働省令として「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「省令基準」とする）が定められました。

改正法とこの「省令基準」によって、学童保育（放課後児童健全育成事業）に必置の職員として「放課後児童支援員」が定められました。この「放課後児童支援員」は「厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」であるため、全国どこの市町村の条例であっても必置の職員とされています。

ところが、政府は今国会で、市町村が基準を定めるにあたって職員とその数についても「厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする」児童福祉法案を準備しています。この法案が公布されれば、市町村によっては、「放課後児童支援員」を置かなくてもよいとする条例や複数職員の配置がなくてもよいとする条例がつけられる可能性がでてきます。

「放課後児童支援員」は、保育士や教諭となる資格を有する者等であることに加えて、合計 24 時間の研修を修了した者であることが求められます。仮に、学童保育（放課後児童健全育成事業）を単に「子どもを預かりさえすればいい」と考え、職員に専門的な知識や技能は必要ないと考える事業者や市町村が存在するとすれば、「放課後児童支援員」を置かないでもよいのは「安上がり」にできてありがたいということになるでしょう。

現状でも、学童保育（放課後児童健全育成事業）の設備や面積などは「省令基準」に従わなくてもよいものとされています。しかし、面積についても「省令基準」は、子ども一人あたりおおむね 1.65 m²以上でなければならないとしているに過ぎません。1.65 m²というのは、保育所のベッドで寝ている赤ちゃんのためと同じ面積です。とても、放置しておいて良いような基準ではありません。

学童保育（放課後児童健全育成事業）における「基準」は、子どもたちの安全や安心、子どもたちの「遊び及び生活の場」の質を決定的に左右する基盤となるものです。学童保育（放課後児童健全育成事業）の基準をどのようなものとするか。市町村の議会や行政の良識だけでなく、学童保育に子どもを通わせている保護者、市町村の大人たちの良識が問われるものです。

市町村の条例として定められる基準の現状や課題について情報交換とともに、児童福祉法が基準を「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するもの」としていることを「絵に描いた餅」にしないため課題を語り合ひましょう。